

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

■給付金の支給額

1世帯あたり10万円

■給付金の支給時期

役場で確認書(または申請書)を受理した順に振込手続きを行います。

第1回目の支払いは2月28日(月)を予定しています。

■支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

**確認書が届きます
(要返送)**

**申請期間：確認書受領後
～令和4年3月31日(木)**

対象世帯には役場から簡易書留で確認書が届きます。

記載事項を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。

問合せ先 総務課 ☎82-1111

申請が必要です



**申請期間：令和4年3月1日(火)
～令和4年9月30日(金)**

家計急変世帯の給付金については申請要件がありますので、福祉保健課までご相談ください。

問合せ先 福祉保健課 ☎82-0374

